

旧金谷中学校跡地トライアル・サウンディングに関するQ & A

(R3.7.1 時点)

1 受付期間は令和3年7月14日（水）で終了ですか？

A.

令和3年7月15日（木）以降も引き続き受付いたします。

2 「基本計画の条件から大きく逸脱しない」とは、具体的にどのようなことですか？

A.

「旧金谷中学校跡地の活用に向けた基本計画」では、跡地活用の目標として「**広域的な交流人口の拡大、賑わいの創出**」を掲げています。また、基本的な方向性として「観光・レクリエーションの拠点として、**観光・交流機能の充実、美しい茶園と調和する自然とのふれあいの場**を整備」するとしています。

本トライアル・サウンディングでも、観光・交流の要素を取り入れ、広く一般の来場者を受け入れて収益を生み出すような事業を想定しております。

詳しくは市ホームページに掲載されている基本計画をご確認ください。

3 どのような事業で利用しても良いのですか？

A.

基本計画の趣旨である「広域的な交流人口の拡大、賑わいの創出」にそぐわない内容は、本トライアル・サウンディングの対象外となることがあります。

(例) 資材置き場等での利用、

一般の来場者を受け入れないスポーツ活動や趣味的な活動での利用

4 土地の一部分だけを利用することはできますか？

A.

トライアル・サウンディングでは、土地の一部だけの利用が可能です。

利用申込時、**(様式3) 事業計画書**に利用したい土地の範囲を記載してご提出ください。

利用中に土地の範囲を変更したい場合（一部利用→全体利用など）は、**(様式5) 利用変更承認申請書**をご提出ください。

5 1か月よりも長い期間で利用することはできますか？

A.

基本的には最長1か月間を想定していますが、さらに長期間の利用を希望する場合は戦略推進課にご相談ください。

6 個人での利用はできますか？

A.

本トライアル・サウンディングに参加できる団体は、企業や NPO 法人、公共的団体などであり、個人での参加は対象外となっております。

また、団体での参加について、法人格を持たない場合は 3 人以上の構成員を持つことを条件としております。

詳しくは、実施要項をご確認いただくか、戦略推進課にお問い合わせください。

7 土地の上下水道、電気、ガスの敷設状況はどうなっていますか？

A.

【水道について】

敷地内まで水道管は引かれていますが、利用者ご自身での開栓手続きが必要になります。

【下水道について】

公共下水道は整備されておりません。浄化槽も設置されておりません。

【電気について】

隣接道路（市道牧之原中講線）に電線が引かれているため、利用者ご自身で引き込みを依頼していただければ利用できます。

【ガスについて】

L P ガスの利用地域となります。

8 土地への侵入経路はどうなっていますか？

A.

南側の隣接道路（市道牧之原中講線）からの侵入経路が 2 か所あります。（下図①、②）

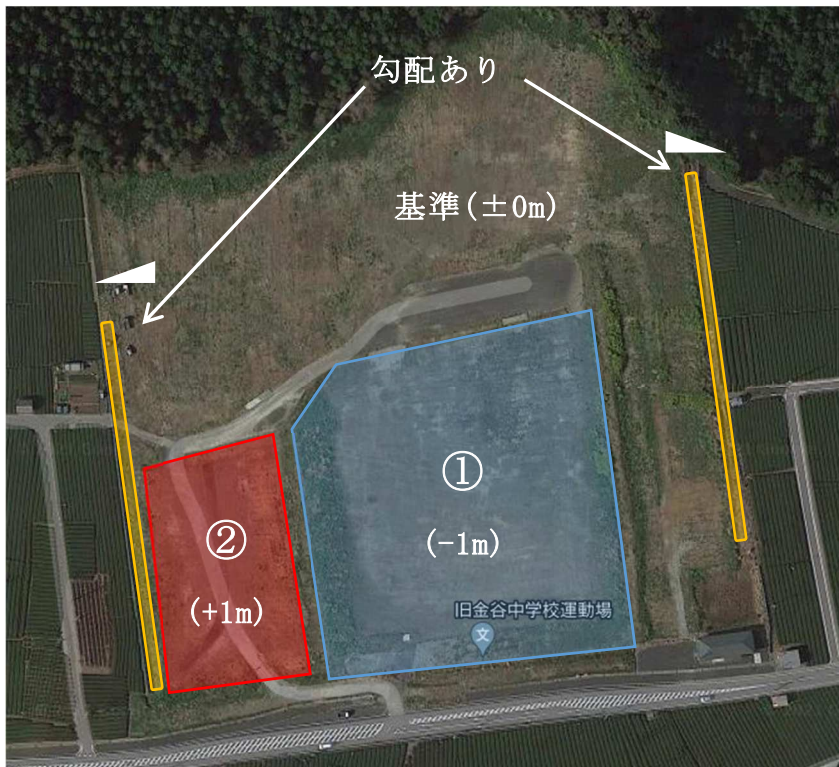
②については地元（金谷富士見町）町内会集会所の駐車場を通過するため、町内会との調整が必要です。



9 土地に段差や勾配はありますか？

A.

土地には一部段差があり、土地南側中央のグラウンド跡地部分（下図①）が他の部分と比べて1m程度低く、土地南西部分（下図②）が他の部分と比べて1m程度高くなっています。勾配は概ねありませんが、東西の境界部付近のみ、外側に向かって勾配が付いています。



10 土地の除草は利用者が自分で行う必要がありますか？

A.

市が7月中に除草作業を実施する予定です。

11 申込書類のメールでの提出は可能ですか？

A.

メールでの提出は可能です。

島田市 戦略推進課 (senryakusuishin@city.shimada.lg.jp) にご送付ください。

12 事業計画書の事業実施期間は、原状復帰に必要な期間を含みますか？

A.

利用者は、事業終了後に土地を原状に回復して返却することとなっています。

（様式3）事業計画書に記載する事業実施期間は、土地の原状復帰に必要な期間を含めて記載してください。